

(登記の効力)

商業登記にはどのような効力があるか

質問 商業登記の効力に関しては、登記すべき事項は登記をすることによって善意の第三者に対抗することができるのか、また、会社は設立の登記をすることによって成立するなど断片的に聞かされていますが、ここで、商業登記にはどのような効力があるのか分かりやすくご教示ください。

回答 商業登記は、商法、会社法その他の法律の規定により登記することとされている事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含みます。）をもって調整された登記所備付けの登記簿という公簿に記録して公示し、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑を図るためのものですから、商業登記がより良くその機能を発揮するためには、登記に法律上の効力が与えられていなければなりません。そこで、商法及び会社法は、商業登記に共通する中核的な効力として、2つの効力を規定しています。

第一のものは、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができないという公示力（商9Ⅰ、会社908Ⅰ）、いわゆる登記事項の第三者対抗要件といわれるものであり、第二のものは、故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができないという公信力（商9Ⅱ、会社908Ⅱ）です。この他にも商業登記の特性に基づき登記により実体上の法律効果を与える形成力、登記することにより責任が免除される免責力、登記された事項に

ついて実在しかつ有効との推定が働く推定力、登記することにより同種の他の登記ができなくなるという独占力等の効力が認められています。

解説

1 公示力

商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項については、登記の後でなければ、当事者はこれをもって善意の第三者に対抗することができません（商91、会社9081）。これを登記の消極的公示力といっています。そして、この消極的公示力を裏側からみると、登記すべき事項は、登記をした後であれば、これをもって善意の第三者にも対抗できるということになります。これを積極的公示力といっています。つまり、消極的公示力というのは対抗できないという面からみた効力であり、積極的公示力というのは対抗できるという面からとらえた商業登記の効力ということになります。こうした積極的公示力が認められるのは、登記をすることにより、商人並びに会社と取引関係に立つ第三者に悪意が擬制される、いい換えれば、登記されていれば、第三者はその登記事項の存在を知らなかったと主張することはできないという効力が認められているからであると説明されています。ただし、例外的な場合として、積極的公示力には、登記をした後でも、正当な事由によってその登記があることを知らなかった第三者には対抗できないという場合があります。この「正当な事由」の場合としては、風水害、地震等の天災や火災、感染症による隔離等登記があることを知ろうとしても知ることができない客観的事情をいうものとされています（東京地判昭25・7・24下民1・7・1132）。

前述のように、商業登記が商人並びに会社に関する事項で取引上重要なものを公示する目的をもちますので、その登記をしない間は、その事実を善意の第三者に対して主張することができないものとして善意の第三者を保護し、登記をした後は善意の第三者に対しても、原則として、

その事実を主張することができるものとして商人並びに会社を保護し、第三者と商人との利害の調整を図ったものといえます。

このように、公示力は善意の第三者に対する効力ですから、悪意の第三者に対しては、登記の有無にかかわらず、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項についての法律関係を主張することができます。

ところで、この公示力に関して問題となるのは、第一に誰と誰の間に公示力が生じるのかという点と、第二に公示力が及ぶ法律関係はどのようなものかという点です。

(1) 公示力の及ぶ人的範囲

商法8条及び会社法907条により、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項は当事者の申請により登記されることとされていますので、公示力が及ぶ人的範囲は登記する主体である当事者と取引関係に立つ善意の第三者ということになります。そして、ここでの当事者とは、各登記によってそれぞれ異なりますが、会社の登記では会社、支配人の登記では商人又は会社、商号の登記では商号使用者、未成年者の登記では未成年者、後見人の登記では後見人ということになります。また、登記された取締役、監査役、支配人、後見人等については、通説はこれらも当事者としていますが、有力な異説もあります（味村治『詳解商業登記〔全訂版〕上巻』27頁）。

また、第三者とは、当事者の取引の相手方をいうわけですが、この中に会社が不法行為により損害を与えた者も含まれるかについては、商業登記が取引における善意の第三者の地位を保護する制度という点に重きを置いてこれを否定する見解もありますが、この見解においても、不法行為に基づく損害賠償請求権の行使という局面においては被害者に第三者性を認めており、実際面として、不法行為の損害の相手方が問題となるのは、損害賠償請求権の行使の際ですから、これを肯定しても差し支えないものと考えられます。

(2) 公示力が及ぶ法律関係

公示力、すなわち登記された事項につき第三者の悪意が擬制されるのは、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項とされている法律関係、すなわち資本金の額、目的、役員の就任、辞任、代表権の定め、株式譲渡の制限等についてです。

2 公信力

商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項につき、実体が備わっていない場合、いわゆる不実の登記は原則として無効となります。しかし、このような不実の登記であっても、すべてにおいて無効としますと、これを信頼して取引をした善意の第三者は不測の損害を被ることになりますので、一定の場合に限定して無効な登記を信頼して取引した第三者に対してのみ登記の効力を認める必要があります。

商法9条2項及び会社法908条2項は、故意又は過失により不実の登記をした者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に主張することができないとしています。これを登記の公信力といっています。公信力とは、登記が真実の法律関係と一致していない場合であっても、登記された外観を信頼して取引をした者を保護するために、登記された外観どおりに法律的效果が付与されることをいいます。したがって、例えば、Aを支配人として登記した以上、たとえAが支配人に選任された事実がない場合であっても、支配人Aと取引をした善意の第三者に対しては、会社はAが支配人ではないということを主張することができないことになるわけです。

そして、ここにいう不実の登記をした者とは、登記申請につき正当な権限を有する者、例えば、会社であれば代表権を有する者をいいますが、これにとどまらず登記申請の代理人も含まれ、これらの者に故意過失の有無が判断されることになります。

公信力が認められるのは、当事者が故意又は過失によって不実の登記をした場合に限られますから、当事者以外の者が申請者や添付書類に虚

偽の記載をして不実の登記をしても、その登記に公信力のないことはいうまでもありません。しかし、故意又は過失により不実の登記を放置しておいたような場合には商法9条2項及び会社法908条2項が類推適用されることになるものと考えられます。

3 形成力

商業登記は、一般的には実体関係の成立要件とされていないのですが、会社設立の登記のように、本店の所在地において登記をすることにより会社が成立する(会社49・579)というように、登記をすることが法律関係の成立要件とされている場合があります。この場合の登記の効力を形成力といっています。

4 対抗力

商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項は、登記の有無に関わりなく対抗力をもつのであって、登記をしていない場合には、登記すべき事項の存在を善意の第三者に対抗できないだけであると考えられます。しかし、特殊な登記については、登記に対抗力を付与している場合があります。

5 その他の効力

(1) 補完的効力

会社の設立登記後2年を経過すると設立無効の訴えが提起できなくなったり(会社828I①)、減資による変更登記後6か月を経過すると減資無効の訴えが提起できなくなる(会社828I⑤)など、登記後一定の期間が経過すると法律関係の瑕疵が治癒されたり、争うことができなくなる効力をいいます。

(2) 免責的効力

登記をすることにより、責任が解除されたり免責されたりする効力が認められています(会社583・586・612・673)。

(3) 推定力

会社の設立登記がなされていると、会社が事実として存在しているこ

と、その前提として適法な定款の作成や株式の申込みがなされたことについて推定力が働きます。これは一定の登記申請要件について登記官の審査手続を得ていることの結果認められる事実上の推定力であるとされています。したがって、登記事項の不存在を主張する者に挙証責任の移転を認める法律上の推定力まで認めているわけではありません。しかし、事実上の推定力であっても、これにより登記事項証明書の信頼性が広く認められ証明力をもった公文書として機能している根拠となっています。

(4) 独占力

商号の登記をしますと、同一の所在場所において同一の商号を登記することが禁止されています(法27)。このような効力を独占力といっています。

参考先例

- 1 政令指定都市の区の区域の一部が他の区に編入された場合、被編入区域内に営業所を有する商人の商号登記の効力は、新所属区において存続する。
- 2 町・村の区域の全部が政令指定都市の区に編入された場合、被編入区域内に営業所を有する商人の商号登記の効力は、新所属区の区域全部に及ぶものであるが、すでに新所属区に同一営業のため同一商号の登記があるときは、いずれの登記もその効力を有する。(大14・6・10民5639民事局長回答)

参考判例

【商業登記の公示力】

- 支配人選任の登記をしないときはその選任について善意の第三者に対抗する

ことができないが、これは第三者より営業主に対抗することを妨げるものではない。(大判明41・10・12民録14・999)

- 会社が商号を変更し代表取締役を選任した場合においても、いまだその登記をしないうちに右代表取締役が会社名義で手形を振り出した場合には、新商号の会社は旧商号の会社と実質同一であるとみなされるのであって、善意の手形所持人に対し手形上の責任を負うのはあくまでも会社自身であって、代表取締役個人ではない。(最判昭35・4・14民集14・5・833)

【商法9条1項・会社法908条1項の適用】

- 合名会社を退社した者は、その退社登記前に生じた会社債務につき、債務者が退社の事実を知ると否とにかかわらず、旧商法3条1項〔現行会社法586条1項〕の責任を負うものであって、商

法12条〔現行会社法908条1項〕の適用は受けない。(大判昭14・2・8民集18・1・54)

○商法12条〔現行9条1項・現行会社法908条1項〕は、登記当事者が登記事項を第三者に対抗できる場合を規定したものであるから、第三者相互間には適用されない。(最判昭29・10・15民集8・10・1898)

○商法12条〔現行9条1項・現行会社法908条1項〕は、実体法上の取引行為でない民事訴訟において当事者である株式会社を代表する権限を有する者を定めるに当たっては、適用されない。(最判昭43・11・1民集22・2・2402)

【商法12条〔現行9条1項・現行会社法908条1項〕の適用と民法112条の類推適用】

○株式会社の代表取締役の退任及び代表権喪失の登記については、もっぱら商法12条〔現行9条1項・現行会社法908条1項〕のみが適用され、その登記後は、同条所定の「正当ノ事由」がない限り善意の第三者にも対抗することができるのであって、別に民法112条を適用ないし類推適用する余地はないものと解すべきである。(最判昭49・3・22民集28・2・368)

【商法9条1項・会社法908条1項の「正当な事由」】

○商法12条〔現行9条1項・現行会社法908条1項〕の「正当ノ事由」というのは、当該登記及び公告を閲読することを妨げるような客観的事由を指し、株券に株式の譲渡制限の規定の記載がないため、株式の譲渡制限の定款の規定を知らなかったというような事情は、

これに該当しない。(東京地判昭25・7・24下民1・7・1132)

○代表取締役の取締役退任及び代表資格喪失の登記後1か月余を経た後に同人が会社に無断で振り出した手形の受取人において、右代表資格喪失の事実を知らないことについて商法12条〔現行9条1項・現行会社法908条1項〕の正当事由があるということとはできない。(最判昭52・12・23判時880・78)

○商法12条〔現行9条1項・現行会社法908条1項〕にいう「正当ノ事由」とは、交通・通信の杜絶、登記簿の滅失・汚損のような登記を知らうとしても知ることのできない客観的障害事由をいうものと解すべきところ、3月3日に退任の登記を了した元の代表取締役が代表取締役として4月20日に取引をなした場合、その相手方は、右登記の数日後には登記簿の閲覧が可能であったのであるから、右取引の際に、元代表取締役が2月12日付の印鑑証明を提出し、代表者印を所持していたとしても、そのことをもって右「正当な事由」に該るといふことはできない。(東京地判昭61・8・7判時1232・144)

【商法9条2項・会社法908条2項の適用】

○取締役でないのに取締役として就任の登記をされた者が故意又は過失により右登記につき承諾を与えていたときは、同人は、商法14条〔現行9条2項・現行会社法908条2項〕の規定の類推適用により、自己が取締役でないことをもって善意の第三者に対抗することができない。(最判昭47・6・15民集26・5・984)

○登記申請者の申請に基づかないで不実の商業登記がなされた場合には、登記申請権者が不実の登記の実現に加工し又は不実の登記の存在が判明しているのにその是正措置をとることなくこれを放置するなど、右登記を登記申請権者の申請に基づく登記と同視するのを相当とするような特段の事情がない限り、商法14条〔現行9条2項・現行会社法908条2項〕は適用されない。(最判昭55・9・11民集34・5・717)

○新株予約権の発行及び行使条件の決定は、一般的には取締役会の決議事項であるが(商法280条の20第2項6号)、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するときは、その旨の株主総会の決議を要するとともに(同条の20第2項13号)、新株予約権の行使条件の決定について株主総会の特別決議を要するとされている(同条の21第1項、同条の20第2項6号)。また、譲渡制限会社において株主以外の者に対して新株予約権を発行するときは、その目的たる株式の種類及び数について、株主総会の特別決議を要するとされている(同条の27第1項ただし書)。

新株予約権の発行及び行使条件の決定に株主総会の特別決議を要求し、既存株主の利益を図ることを考慮した法の趣旨に鑑みれば、株主総会決議で、行使条件の一部について、その内容の決定を取締役に委任したとしても、取締役会は、委任された趣旨に従って行使条件を決定すべきであり、いったん決定した行使条件の変更についても、委任された趣旨の範囲においての

み許されるというべきであって、委任された趣旨に反する行使条件の決定又は変更は無効と考えるのが相当である。

取締役会で総会決議を受けて、割当契約において、上場条件及び義務違反等による喪失条件を定めたが、その後、変更決議によって、これらの条件を撤廃し、さらに、株主総会で決議された取締役条件を拡張した場合に、上場条件を撤廃することは、新株予約権の目的それ自体を否定するに等しく、変更決議は、総会決議による授權の範囲を逸脱するものといわざるを得ないので本件変更決議中、少なくとも上場条件を撤廃した部分は、法令の趣旨に反し、無効というべきである。

また、第三者有利発行に係る新株予約権の行使条件に違反する新株予約権の行使は、当該行使条件が、新株予約権の目的に照らして細目的な行使条件であるといえない限り、新株発行の無効原因となると解すべきである。

したがって、新株予約権の行使において上場要件に違反することは、新株発行の無効原因になるというべきである。(東京地判平21・3・19金融商事1317・30)

会社法人等番号の記載により登記事項証明書の添付が省略できるようになる場合とは

質 問 会社・法人等には、それぞれ12桁の会社法人等番号が付与されていますが、この会社法人等番号は、商業の法人の登記の申請や不動産登記の申請において、どのように利用されるのでしょうか。

回 答 会社法人等番号は、特定の会社、外国法人その他の商人を識別するために商業登記の申請に係る会社・法人等に対して各法務局から付与される12桁の番号で、この会社法人等番号は、各種会社や法人等の登記事項証明書の交付請求や商業・法人登記の申請等においては、会社や法人等の特定のために利用されるほか、不動産登記の申請手続においても、不動産の管轄登記所と会社・法人等の管轄登記所が同一である場合に、当該会社法人等番号を不動産登記の申請情報の内容とすることにより、会社・法人等の代表者の資格証明情報の添付を省略することができます。

解 説 登記事項証明書の交付請求や商業・法人登記の申請等において、会社・法人等の特定のために利用される12桁の会社法人等番号とは、特定の会社、外国法人その他の商人を識別するために商業登記の申請に係る会社・法人等に対して、各法務局又はそれらの支局若しくは出張所から付与される12桁の番号(4桁×2桁×6桁(○○○○-○○-○○○○○○))のことをいいます。すべての法人等に会社法人等番号が付与されているわけではなく、登記を要しない法人、国、地方公共団体、人格なき社団等など、会社法人等番号が付与さ

れていない法人等が一部あります。

会社法人等番号は、従来、組織変更の場合や他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記等の場合又は管轄登記所が変更となる場合に新たに作成される登記記録については、従前の登記記録に付されていた会社法人番号等とは異なる新しい会社法人等番号が付与されていましたが、平成24年5月21日から会社法人等番号の付番方法が一部変更され、組織変更の場合や他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記等の場合又は管轄登記所が変更となる場合には、新たに作成される登記記録については従前の登記記録に付与されていた会社法人等番号がそのまま変更後又は本店移転後の新しい登記記録に引き継がれることとされました。なお、この付番方法の変更は、会社・法人等の本店を主たる事務所の登記記録に限られることとされ、支店を従たる事務所の登記記録、外国会社・外国法人の登記記録及び個人商人に係る登記記録については、これまでと同様の付番方法が採られますので、これらについては付番方法の変更はありませんので、従来と同様の付番がされます。

2. 会社法人等番号の活用方法
 会社法人等番号は、各種会社や法人等の登記事項証明書の交付請求や商業・法人登記の申請等では、会社や法人等の特定ののために利用されるほか、不動産登記の申請手続においても、不動産の管轄登記所と会社・法人等の管轄登記所とが同一である場合に、当該会社法人等番号を不動産登記の申請情報の内容とすることにより、会社・法人等の代表者の資格証明情報の添付を省略することができることとされました。また、平成25年5月24日に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）同法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により公布された商業登記法の改正により、会社・法人の登記簿には、会社法人等番号を記録する（法7）こととされ、登記の申請書に会社法人等番号を記載した場合等には、登記事項証明書を登記の申請書に添付することを要しない（法19の3）こととさ

れています。この商業登記法の改正は、公布の日から3年を超えない政令で指定する日から施行されることとされました。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による利用

会社法人に付番される会社法人番号は個人番号と異なり、個人のプライバシー権を侵害するおそれがない上、広く流通することで各種事務の効率化が図られることが期待されますので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、会社法人番号の付番を担当する国税庁長官に対して、原則として会社法人番号と併せて、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地の公表を義務付け、会社法人番号の積極的な活用を図ることとしています。会社法人番号には個人番号のような利用範囲の限定はありませんので、社会保障・税・災害対策以外の分野においても自由に利用することができることとされています。